

別紙

個人情報取扱特記事項

(趣旨)

第1条 本特記事項は、発注者が保有する個人情報等を安全かつ適正に取り扱うため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）に基づき、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 本特記事項において「個人情報」とは、法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

(利用目的)

第3条 受注者は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行のためにのみ利用するものとし、法により例外的取扱いができる場合を除き、その他の目的には利用してはならない。

(契約解除)

第4条 発注者は、受注者が法令及び本契約に違反したと認めた場合、本契約を解除することができる。

2 前項において、受注者の違反により発注者が損害を被ったときには、発注者は受注者に対して当該損害の賠償を請求できるものとする。

(再委託)

第5条 受注者は、本契約に関する個人情報の取扱いの全部又は一部を再委託してはならない。ただし、本契約において再委託が認められており、かつ、履行のため真にやむを得ない場合に限り、事前に発注者に書面により申請し、その承諾を得た上で、必要最低限度の範囲で第三者に再委託することができる。

2 受注者は、再委託先に対して本特記事項と同様の義務（前項ただし書除く。）を課すために、当該再委託先と書面を取り交わさなければならない。また、当該書面において、当該再委託先が本契約に関する個人情報の取扱いを更に再委託する場合には、事前に受注者を通じて書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない旨を明記するものとする。それ以降の再委託についても同様とする。

3 受注者は、再委託先の行為につき、発注者に対し当該再委託先と連帯して責めを負うものとする。

(複製の禁止)

第6条 受注者は、本契約の履行のため、発注者より貸与された個人情報を複製してはならない。ただし、本業務の実施に必要な最小限の範囲で、発注者の書面による承諾がある場合はこの限りでない。

(個人情報の取扱い)

第7条 受注者は、個人情報を発注者の重要な機密事項として認識し、その保護に努め、適法かつ適切に管理及び取扱いを行わなければならない。

(第三者への非開示等)

第8条 受注者は、個人情報を、第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 受注者は、個人情報等の紛失、破壊、改ざん、漏えい等を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければならない。

(個人情報の持出し)

第9条 受注者は、個人情報の記録されたファイルを指定された履行場所でのみ利用するものとし、当該履行場所の外部へ持ち出してはならない。

2 受注者は、やむを得ず個人情報の記録された磁気媒体、書類等を持ち出す必要がある場合は、発注者に事前の承認を得るとともに、持ち帰るまで最大限の安全管理措置を講じるものとする。個人情報の記録された磁気媒体、書類等の運搬に関しても同様とする。

(事故発生時の措置)

第10条 受注者は、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生した場合には、直ちに発注者に通知するとともに、当該事故による損害を最小限にとどめるために必要な措置を、自らの責任と負担で講じなければならない。

2 前項の場合において、受注者は、事故の再発を防ぐため、その防止策を検討し、発注者と協議の上決定した防止策を、自らの責任と負担で講じなければならない。

3 受注者の責めによる個人情報等の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生し、発注者が第三者から請求を受け、また第三者との間で紛争が生じた場合には、受注者は発注者の指示に基づき、自らの責任と負担でこれに対処するものとする。この場合において、発注者が損害を被ったときには、発注者は受注者に対して当該損害の賠償を請求できるものとする。

(個人情報の返却)

第11条 受注者は、本契約の履行が完了したときは、発注者の指示に従い、速やかに提供された個人情報及びその複製物を発注者に返却しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 前項ただし書きの場合において、発注者が個人情報及びその複製物の廃棄等を指示した場合、受注者は、焼却、シュレッダー等による裁断又は復元が困難な方法による消去等、第三者の利用に供されることのない方法により速やかに廃棄等を行い、発注者に廃棄等を行ったことを証する書面を速やかに提出しなければならない。

(従業者に対する監督・教育等)

第12条 受注者は、従業者（直接間接に受注者の指揮監督を受けて本契約の履行に関わる全ての者をいう。）が個人情報等を取り扱うに当たり、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 受注者は、従業者に対し、個人情報等の適正な取扱い、罰則等を周知徹底するとともに、受託業務の適切な履行のために必要な事項について教育を行わなければならない。

3 受注者は、従業者のうち個人情報等を取り扱う者及びその責任者を業務開始に先立って発注者に届け出なければならない。

(遵守状況の報告及び実地調査)

第 13 条 受注者は、本特記事項に定める事項に関する遵守状況について、発注者の求めに応じ報告しなければならない。

2 発注者は、受注者に対して、本特記事項に定める事項に関する遵守状況を実地調査することができる。